

## 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査によると、夫婦同姓と夫婦別姓のいずれかをえらべる選択的夫婦別姓制度の導入について、賛成または容認すると答えた国民は66.9%と、反対の29.3%を大きく上回ることが明らかになった。

しかし、現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることを規定している。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで自己同一性を喪失し苦痛を伴うとともに、一部の資格証では、旧姓の使用が認められないため、姓を保持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ない人が生じるなどの問題が出ている。

進む少子高齢化の中で、一人っ子同士や高齢での婚姻、子ども連れ再婚も増加し、中には改姓を躊躇したり諦める人もあり、非婚や少子化の要因にもなっている。

これらの状況から、国連の女性差別撤廃委員会は、我が国に対し、女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするように、民法改正を再三にわたり勧告している。

最高裁判所において、平成27年12月に引き続き、令和3年6月にも夫婦同姓は合憲とする一方で、夫婦の姓のあり方については、国会で論ぜられ判断すべきと指摘されたところであるが、依然として国会論議は進んでいない。

よって、国会及び政府において、選択制夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）